

② 前項の特約があるときは、貸主は、借主が金銭その他の物を受け取った日以後の利息を請求することができる。

〔平成二九法四四本条全部改正〕

〔消費貸借の予約と破産〕

第五九八条 消費貸借の

着手総開始の決定

後の第五八七条

第五八七条(新設)

費用貸借と利息

第五九〇条

(貸主の引

規定は、

用する。

② 前条第

三項の規

定は、

合しない

返還する

〔平成二九

法五九〇条

貸主の

第五九〇条

規定は、

合しない

返還する

〔平成二九

法五九〇条

貸主の

第五九〇条

規定は、

合しない

返還する

〔平成二九

法五九〇条

貸主の

第五九〇条

規定は、

合しない

返還する

〔平成二九

法五九〇条

貸主の

第五九〇条

規定は、

合しない

返還する

〔平成二九

法五九〇条

貸主の

第五九〇条

規定は、

合しない

返還する

〔平成二九

法五九〇条

貸主の

第五九〇条

規定は、

合しない

返還する

〔平成二九

法五九〇条

貸主の

第五九〇条

規定は、

合しない

返還する

〔平成二九

法五九〇条

貸主の

第五九三条の二 貸主は、借主が借入物を受け取るま

で、契約の解除をすることができる。ただし、書面に

による使用貸借については、この限りでない。〔平成二九

法四四本条追加〕

〔第五九三条の二は新設〕

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

第五九三条の二(新設)

ポケ六は...

民法学習に便利!!

平成29年改正の民法(債権法)の旧規定も掲載しています!

★改正前後の条数対応がわかる
条数対照表は
本文の544頁と
別添カードで

改正前後の条数対照表は、本文の544頁と別添カードで提供されています。これにより、改正前後の条数対応がわかりやすく、学習が便利になります。

は、借主がその目的に従い使用及び収益を終えること

によって終了する。

③ 使用貸借は、借主の死亡によって終了する。

〔平成二九法四四本条全部改正〕

〔借用物の返還の時期〕

第五九七条(旧)

借主は、契約に定めた時期に、借用物の返還

をしなければならない。

② 当事者が返還の時期を定めなかったときは、借主は、契

約に定めた目的に従い使用及び収益を終った時に、返還

をしなければならない。ただし、その使用及び収益を終

る前であっても、使用及び収益をするのに足りる期間を経

過したときは、借主は、直ちに返還を請求することができる。

③ 借主は、直ちに返還を請求することができる。ただし書は改正後の第五九八条第一項(旧)に

対して、借主は、直ちに返還を請求することができる。〔改正後の第五九八条第一項(旧)に

対して〕

〔使用貸借の解除〕

第五九八条(旧)

借主は、前条第二項に規定する場合にお

いて、同項の目的に従い借主が使用及び収益をするこ

に足りる期間を経過したときは、契約の解除をすること

ができる。

② 当事者が使用貸借の期間並びに使用及び収益の目的

を定めなかったときは、借主は、いつでも契約の解除

をすることができる。

③ 借主は、いつでも契約の解除をすることができる。

〔平成二九法四四本条全部改正〕

〔借主による返去〕

第五九八条(旧)

借主は、借用物を原状に復して、これに附属さ

せた物を返去することができる。〔改正後の第五九八条(旧)に

対して〕

〔契約の解除〕

第五九八条(旧)

借主は、借用物を原状に復して、これに附属さ

せた物を返去することができる。〔改正後の第五九八条(旧)に

第五九九条(旧)

借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた

物を取去ることができる。

② 借主は、借用物を受け取った後にこれに生じた損害

がある場合において、使用貸借が終了したときは、そ

の損害を原状に復する義務を負う。ただし、その損害

が借主の責めに帰することができる事由によるもの

であるときは、この限りでない。

〔平成二九法四四本条全部改正〕

〔借主の死亡による使用貸借の終了〕

第五九九条(旧)

使用貸借は、借主の死亡によって、その効力を

失う。〔改正後の第五九七条第一項(旧)に

対して〕

〔損害賠償及び費用の償還の請求権についての期間の制

限〕

第六〇〇条(旧)

契約の本旨に反する使用又は収益によっ

て生じた損害の賠償及び借主が支出した費用の償還

は、貸主が返還を受けた時から一年以内に請求しなけ

ればならない。

② 前項の損害賠償の請求権については、貸主が返還を

受けた時から一年を経過するまでの間は、時効は完

成しない。〔平成二九法四四本条全部改正〕

〔損害賠償及び費用の償還の請求権についての期間の制

限〕

第六〇〇条(旧)

契約の本旨に反する使用又は収益によっ

て生じた損害の賠償及び借主が支出した費用の償還

は、貸主が返還を受けた時から一年以内に請求しなけ

ればならない。

② 前項の損害賠償の請求権については、貸主が返還を

受けた時から一年を経過するまでの間は、時効は完

成しない。〔平成二九法四四本条全部改正〕

〔損害賠償及び費用の償還の請求権についての期間の制

限〕

第七節 賃貸借

第六〇一条(旧)

賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及

び収益を相手方からさせることを約し、相手方がこれに

対してその賃料を支払うこと及び引渡しを受けた物を

契約が終了したときに返還することを約することに

よって、その効力を生ずる。〔平成二九法四四本条改正

〕

〔賃貸借〕

第六〇一条(旧)

賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び

収益を相手方からさせることを約し、相手方がこれに

対してその賃料を支払うこと及び引渡しを受けた物を

契約が終了したときに返還することを約することに

よって、その効力を生ずる。〔平成二九法四四本条改正

〕

〔短期賃貸借〕

第六〇二条(旧)

区分の権限を有しない者が賃貸借をする場

合には、次の各号に掲げる賃貸借は、それぞれ当該各

号に定める期間を超えることができない。契約でこれ

より長い期間を定めたときであっても、その期間は、

当該各号に定める期間とする。

一 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃貸借

十年

二 前号に掲げる賃貸借以外の土地の賃貸借 五年

三 動産の賃貸借 三年

四 建物賃貸借 六箇月

〔平成二九法四四本条改正〕

〔短期賃貸借〕

第六〇二条(旧)

区分の権限を有しない者が賃貸借をする場合には、次の各号

に掲げる賃貸借は、それぞれ当該各号に定める期間を超える

ことができない。

一 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃貸借

十年